

関係地権者等の意向醸成・活動推進調査業務委託【普天間飛行場】 特記仕様書

業務委託名：関係地権者等の意向醸成・活動推進調査業務委託【普天間飛行場】

業務委託場所：宜野湾市内一円

履行期間：契約締結の翌日から令和8年3月19日まで

1. 適用範囲

- (1) 本特記仕様書は、宜野湾市基地政策部まち未来課（以下、発注者）の発注する「関係地権者等の意向醸成・活動推進調査業務委託【普天間飛行場】」に適用する。
- (2) 本業務にあたっては、本特記仕様書及び契約書、関係法令等を遵守し、また土木設計業務等共通仕様書（沖縄県土木建築部発行）に準じて実施しなければならない。
- (3) 成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の許可を受けないで他に公表、貸与、使用してはならない。
- (4) 本特記仕様書に明記されていない事項又は質疑・変更等が生じた場合は、発注者と協議の上、決定しなければならない。

2. 業務の目的

本業務は、普天間飛行場跡地内の土地所有者並びに関係地権者等に向けて各種の活動を企画・運営するもので、返還跡地に係る意向を醸成することを目的とする。

なお、宜野湾市軍用地等地主会の呼び掛けで発足した「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」の活動を支援する取組みにおいて、会の目的、会の位置付け等の見直しについても支援の仕組みに加えるものとする。

3. 業務内容

業務内容は次のとおりとする。

(1) 計画・準備

業務の実施に向けた業務フロー及び業務計画書の作成を行う。

(2) 普天間飛行場の跡地内の地権者への取組み

① 若手の会の活動支援（資料作成・発送、開催運営、議事録作成 等）（4回）

若手の会が、沖縄県と宜野湾市が共同で検討している跡地利用計画策定へ向けた取組みについて内容を理解し、会合等での若手の会の意見・要望等を取りまとめることを目的として、若手の会の活動を支援する。

② フィールドワークの企画・開催（1回）

若手の会の定例会における検討・議論の深化及び過年度検討の取りまとめのブラッシュアップ

ブを目的としてフィールドワークを企画・開催する。フィールドワークの内容については、若手の会と協議の上決定する。

- ③ 地権者支援情報誌「ふるさと」の作成・発送（3,500部×2回 A3版カラー両面1枚）
普天間飛行場の地権者に対し、今年度の若手の会の活動や普天間飛行場跡地利用計画策定に向けた取組み内容等について情報を発信し、普天間飛行場跡地利用への関心を高めることを目的として、地権者支援情報誌「ふるさと」を作成・発送する。
- ④ 勉強会の企画・開催（4回）
普天間飛行場の地権者に対し、跡地利用に関する学習の機会を提供し、跡地利用に関することの知識を深めることを目的として、勉強会を企画・開催する。
- ⑤ （仮称）原案検討委員会に関する取組みの支援（資料作成、会の運営、議事録作成）（5回）
若手の会の将来的な自立化に向けた組織体制づくりおよび会則作成の検討に取組むことを目的として、（仮称）原案検討委員会に関する取組みを支援する。

（3）普天間飛行場跡地内の地権者及び跡地周辺の市民への取組み

- ① 地権者・市民への合意形成・情報発信に関する取組みの企画・開催（7講義+発表会）
若手の会及び市民、普天間飛行場の地権者に対し、普天間飛行場跡地利用に関する学習の機会を提供するとともに、跡地利用に対する関心を高め、合意形成活動への積極的参加を促すことを目的として、普天間飛行場跡地利用に関する合意形成・情報発信の取組みを企画・開催する。
- ② 先進地視察会及び受入れ先勉強会等の企画・開催（1回：2泊3日程度）
若手の会が今年度に検討するテーマについて、国内先進地事例情報の収集・蓄積及び議論の深化を目的として、先進地視察会及び受入れ先勉強会を企画・開催する。（大学教授級1名×1回）

なお、国内先進地視察先及び視察目的については、過年度調査を実施した視察先以外（視察目的が異なる場合を除く。）を提案し、発注者及び若手の会等と協議の上決定する。

過年度視察先及び視察テーマ

年度	視察先	テーマ
R4年度	① 柏の葉アーバンデザインセンター（UDCK）（千葉県柏市） ② 一般社団法人 二子玉川エリアマネジメント（東京都世田谷区） ③ グリーンスプリングス（東京都立川市）	・ 周辺市街地と連携したまちづくり ・ 地域との協働によるまちづくり
R5年度	① 松山市役所 都市整備部 道路建設課（愛媛県松山市） ② 松山アーバンデザインセンター（UDCM）（愛媛県松山市） ③ 若者クリエイティブコンテナ（山口県宇部市）	・ 人が集う拠点整備とまちづくりの実践 ・ 賑わいと交流を育むウォーカブルなまちづくり
R6年度	① 三鷹中央防災公園・元気創造プラザ（東京都三鷹市） ② 宇都宮ライトレール（栃木県宇都宮市） ③ パナソニック株式会社 エレクトリックワークス社 ライジング事業部（東京都港区）	・ 人と自然が調和したまちづくりの手法について ・ 賑わいと交流を育むウォーカブルなまちづくり

（若手の会等 計 7 名の視察旅費を含む）

③ イベントの企画・開催（1 回）

子どもから高齢者を含めた幅広い世代の市民に対し、普天間飛行場跡地利用への関心を高めることを目的として、イベントを企画・開催する。

④ 情報誌「まち未来だより」の作成・発行（47,500 部×1 回 A3 版カラー両面 1 枚）

市民に対し、普天間飛行場跡地利用計画策定に向けた取り組み内容等について情報を発信し、普天間飛行場跡地利用への関心を高めることを目的として、情報誌「まち未来だより」を作成する。

（4）普天間飛行場跡地周辺の市民への取り組み

① 市内各種団体に対する跡地利用計画検討に関する情報発信及び広報（資料作成、開催運営、議事録作成等）（3 回）

普天間飛行場跡地利用計画策定に向けた県市の取り組みについて情報提供し、返還後のまちづくりへの興味喚起、市民目線での跡地利用計画検討に対する機運を高める事、新たな若い世代の人材の掘り起こしを目的として、市内各種団体（※）を対象に情報発信および広報活動を企画・開催する。また、企画・開催にあたり、令和 6 年度開催の市内各種団体懇談会の結果も踏まえること。

（※）宜野湾市商工会、宜野湾市自治会長会、宜野湾市女性団体連絡協議会、宜野湾市女性連合会、宜野湾市青年会連合会、宜野湾市老人クラブ連合会、宜野湾市 PTA 連合会 等

② 市内小中学校において児童・生徒へ向けた出前講座の企画・開催（資料作成、開催運営、議事録作成含）（4 回）

普天間飛行場跡地利用について、これまでの取り組み内容を紹介し児童・生徒に返還後のまちづくりについて考えてもらう機会を促すことを目的として出前講座を企画・開催する。

※次年度に向けた広報活動（学校との日程調整等）としての打合せ 1 回×4 校分含む

③ 出前講座高学年用教材 PV 制作（1 回）

普天間飛行場跡地利用について、これまでの取組み内容を紹介し児童・生徒に返還後のまちづくりについて考えてもらう機会を促すことを目的とした出前講座の小学校高学年用プロモーションビデオを更新する。

※更新等は、数字の修正等、軽微なものを想定する。

（5）有識者への意見聴取（2 回）

普天間飛行場跡地利用に係る地権者等関係者の合意形成活動の実施に関し、提言・助言などをいただくため有識者等への意見聴取を行う。（大学教授級 3 名×2 回）

（6）報告書の作成

（1）から（5）までの取組み内容や取組み結果、今後の課題をとりまとめることを目的として、報告書を作成する。

（7）協議・調整

本業務の実施に当たっては、業務工程表に従って行い、管理技術者は事前に十分係員と打合せを行う。また、作業打合せ簿を作成し、担当職員へ提出確認を行った後、相互にその打合せ簿を一部ずつ保管するものとする。

なお、業務の進捗状況及び業務内容の打合せについては、原則月 1 回実施するものとし、その他必要に応じて随時実施するものとする。

4. 提出書類

本業務を実施するに当たって受注者は、次の書類を適宜提出しなければならない。

- ・着手届
- ・管理技術者、照査技術者、担当技術者届（経歴書添付）
- ・業務工程表
- ・業務計画書
- ・業務委託完了報告書及び納品書
- ・作業（打合せ）記録簿
- ・その他発注者が必要とみなした書類

5. 再委託の制限

（1）一括再委託の禁止

本業務の全部を一括して、又は設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、主たる部分のほかに発注者が設計図書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

（2）再委託の承認

本業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承認を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分を委任

し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(3) 再委託先の情報請求等

発注者は、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

6. 費用について

費用については、定例会や勉強会、イベント、出前講座等の会議の開催運営や先進地視察会及び合同勉強会の実施、情報誌の作成・発行に係る経費等（委員謝金、旅費、会場費、WEB 会議に係る費用等）、この事業を実施するにあたっての一切の費用が業務請負額に含まれるものとする。業務に伴う必要な費用は、本特記仕様書に明記ないものであっても、原則として受注者の負担とする。

7. 成果品の検査

本業務は、成果品の検査の合格をもって完了とする。また、完了後において瑕疵が発見された場合は、受注者は修正又は再作業を行うものとする。

8. 成果品の帰属

本業務の成果品は、全て発注者の管理及び帰属とする。

9. 成果品

- ・ A4 版報告書 15 部（必要な頁については、カラー刷りとする。）
- ・ 成果のデジタル版 1 部
- ・ プレゼンテーション版 1 部（本業務の取組み成果について、プレゼンテーション用として取りまとめる。提出はパワーポイント様式とする。）